

災害時における応急生活物資の供給に関する協定書

長万部町・今金町・せたな町・八雲町

株式会社サッポロドラッグストアー

災害時における応急生活物資の供給に関する協定書

北渡島・檜山北部 4 町災害時相互応援協定を締結した長万部町、今金町、せたな町及び八雲町（以下「甲」という。）と株式会社サッポロドラッグストアー（以下「乙」という。）とは、災害時における応急生活物資（以下「物資」という。）の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、甲の地域に災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に定める地震、風水害その他の大規模災害等、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、住民生活の早期安定を図ることを目的に、甲と乙が相互に協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第 2 条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲のいずれかの町が災害対策本部又は国民保護対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第 3 条 甲のいずれかの町が、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、その町は、乙に調達が可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第 4 条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

（1）別表第 1 に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資のうち、乙が供給可能な物資

（要請の方法）

第 5 条 第 3 条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡し場所等を記載した物資供給に関する要請書（様式第 2 号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭または電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（物資の供給の協力）

第 6 条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を、

災害時協力業務実施報告書（様式第3号）をもって甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 乙の供給する物資等の引渡し場所は、原則として乙の店舗とし、甲の派遣した者の確認を受けて引渡しを行うものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び経費は、要請した町が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害時直前における販売価格等を基準とし、要請した町と乙が協議のうえ決定するものとする。

（費用の支払い）

第9条 要請した町は、前条に基づき経費の支払請求があったときは、その内容を確認し、各々の町の規定に基づき、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙が協議のうえ、決定するものとする。

（有効期間）

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成30年5月18日

甲	長万部町	
	長万部町長	木 幡 正 志
	今金町	
	今金町長	外 崎 秀 人
	せたな町	
	せたな町長	高 橋 貞 光
	八雲町	
	八雲町長	岩 村 克 詔
乙	株式会社サッポロドラッグストアー	
	代表取締役社長	富 山 浩 樹

(別表第 1) 災害時応急生活物資

段階 想定	第１段階 ライフラインストップ	第２段階 電気復旧	第３段階 水道復旧
期間	災害当日～３日	４日～６日	７日～
品目	ミネラルウォーター（ペットボトル）※ ウーロン茶・緑茶（ペットボトル）※ 牛乳（ＬＬタイプ）※ 育児用ミルク※ 菓子パン・調理パン※ 缶詰（イージーオープン）※ 電池・懐中電灯 粘着テープ 紙おむつ（幼児用） 紙おむつ（大人用） ウェットティッシュ 生理用品 卓上ガスボンベ 哺乳瓶 使い捨てコップ・食器 トイレットペーパー ティッシュペーパー 雨具 簡易トイレ	ミネラルウォーター ウーロン茶・緑茶 牛乳（ＬＬタイプ） 育児用ミルク 菓子パン・調理パン 缶詰（イージーオープン） レトルト食品（穀類） インスタントラーメン 哺乳瓶 紙おむつ（幼児用） 紙おむつ（大人用） ウェットティッシュ 生理用品 洗面用具（タオル・歯ブラシ等） トイレットペーパー ティッシュペーパー マスク 救急セット ごみ袋 簡易トイレ	米 麺類 食パン バター・ジャム レトルト食品（惣菜） インスタントラーメン 緑茶・コーヒー・紅茶類 トイレットペーパー ティッシュペーパー 下着・靴下 洗面用具（タオル・歯ブラシ等） 洗濯用具（洗剤・洗濯ばさみ等） 文房具 マスク
	（冬季対策） 使い捨てカイロ 除雪用具	（冬季対策） 使い捨てカイロ	（冬季対策） 使い捨てカイロ
	（医薬品等） 風邪薬、解熱剤、鎮痛剤、胃腸薬、下痢止め、整腸剤、便秘薬、キズ薬、消毒薬、皮膚薬 鼻炎用薬、絆創膏、目薬、うがい薬、ドリンク剤		

- (1) 応急生活物資はおおむね上記の段階、期間ごとの品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて調達する。
- (2) 品目は上記の他、甲乙協議の上、必要なものをその都度指定できるものとする。
- (3) ※印は災害直後において最優先に調達すべき品目である。

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

物資供給に関する要請書

株式会社サッポロドラッグストアー
代表取締役社長 富山 浩樹 様

町

町長

災害時における応急生活物資の供給に関する協定第5条の規定に基づき、次のとおり物資の供給を要請いたします。

品 名	規 格	数 量	単 位	引渡し場所	備 考
納入希望日	年 月 日 時				
注文担当部課					
担当職・氏名	職		氏名		

年 月 日

災害時協力業務実施報告書

町

町長 様

株式会社サッポロドラッグストアー
代表取締役社長 富山 浩樹

災害時における応急生活物資の供給に関する協定第6条の規定に基づき、次のとおり要請業務を実施しましたので報告します。

応急生活物資 供給場所	施設名	所在地	電話番号	受領者
供給日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分			
提供した 応急生活物資	種類	規格	数量	備考
	供給担当者 所属・職・氏名 電話番号	(株)サッポロドラッグストアー 部 課 職 名 氏名 電話番号		
特記事項				
備考				